

不利益処分の内容	職員団体等の規約の認証の取消し		
根拠法令及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 8 条		
担 当 課	公平委員会事務局	処 分 権 者	公平委員会
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
職員団体等の規約の認証の取消しは、次の具体的事項等を判断して行う。			
1 職員団体が非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又は連合体でなくなったとき（混合連合団体となった場合を除く。）。			
2 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなったとき。			
3 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨定めた規定が存しなくなったとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為を継続し、又は反復することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなったときを含む。）。			
4 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなったとき。			
5 規約が、法第 5 条各号に掲げる要件に該当しないものとなったとき、又は規約に法令に違反する事項が記載されるに至ったとき。			
6 当該職員団体等について規約の規定中法第 5 条第 2 号又は第 3 号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があったとき。			

不利益処分の内容	職員団体の登録の取消し又は効力停止		
根拠法令及び条項	地方公務員法第 53 条第 6 項		
担 当 課	公平委員会事務局	処 分 権 者	公平委員会
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
地方公務員法第 53 条第 6 項の規定に該当するかどうかを審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。			
1 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき。			
2 地方公務員法第 53 条第 2 項から第 4 項までの規定に適合しない事実があったとき。			
3 地方公務員法第 53 条第 9 項の規定による届出をしなかったとき。			